

平成30年度3月補正(専決) 予算の概要

◎ 平成30年度3月補正予算(専決日:平成31年3月29日)の専決処分の承認

一般会計補正予算について、歳入予算において3月22日に特別交付税が、3月25日に地方譲与税等が確定したことにより、市税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び地方交付税と繰入金において財源調整を行うとともに、歳出予算に係る関係事業の財源更正を行ったものです。

平成30年度予算については、平成31年3月31日までに予算化しなければなりません。議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項に基づき長の専決処分とし、同条第3項に基づく議会の承認を受けるべく報告するものです。

【地方自治法第179条第1項】

長の専決処分:議会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、その議決すべき事件を処分することができる。

【地方自治法第179条第3項】

専決処分を行った場合には、次の議会において専決処分内容を報告し承認を求めなければならない。

■ 予算議案

平成30年度近江八幡市一般会計補正予算(第9号)

1 会計別予算額

(単位:千円)

区 分	既決予算額	補 正 額	計	補正回数
一 般 会 計	35,645,892	0	35,645,892	第9回
合 計	73,665,473	0	73,665,473	

2 一般会計財源内訳

(単位:千円)

区 分	既決予算額	補正額	計	備考
市税	11,109,534	150,000	11,259,534	
法人市民税	851,500	150,000	1,001,500	
地方譲与税	210,000	16,504	226,504	
地方揮発油譲与税	60,000	5,399	65,399	
自動車重量譲与税	150,000	11,105	161,105	
利子割交付金	8,000	13,476	21,476	
配当割交付金	15,000	27,310	42,310	
株式等譲渡所得割交付金	5,000	34,171	39,171	
地方消費税交付金	1,200,000	214,342	1,414,342	
自動車取得税交付金	50,000	41,606	91,606	
地方交付税	5,297,491	418,920	5,716,411	
特別交付税	600,000	418,920	1,018,920	
繰入金	3,438,881	△ 916,329	2,522,552	
財政調整基金繰入金	653,136	△ 403,136	250,000	
公共施設等整備基金繰入金	1,200,000	△ 513,193	686,807	
歳入合計	35,645,892	0	35,645,892	